

商 法 (50 点)

P株式会社はシステム設計開発およびモバイルゲーム開発提供を目的とする公開会社である。同社の発行済株式総数は1万株であり、創業者Aが4000株、残りはいくつかの取引先が保有している。

モバイルゲーム部門は資産額ではP社の資産総額の4割程度を占め、営業利益の点でも同社の全営業利益の約半分を稼いでいるが、競合他社に遅れをとり、不振に陥っている。そこで、P社の取締役会は、競合他社の1つであるQ社に同部門を売却することを計画し、同社と交渉をしたところ、話がまとまった。しかし、このことを漏れ聞いたAは、反対の意を示し、P社経営陣の説得にも応じなかった。

平成28年7月中旬、P社の臨時株主総会が開催され、Q社へのモバイルゲーム部門の売却に関する契約（以下「本件契約」という）が、賛成多数により承認された（以下「本件決議」という）。同株主総会の招集にあたり、Aには招集通知が送られていなかったため、総会にA以外の株主は出席したが、同人は出席しなかった。

同月下旬、P社の株主Bが、本件決議につき、決議取消しの訴えを提起した（以下「本件訴え」という）。

その後、Q社の経営陣は、P社から譲り受けたモバイルゲーム部門に期待していたほどの価値がないことが判明したため、支払った代金を取り返したいと考えるようになった。

本件訴えにかかる判決が出され、確定した場合に、Q社が、P社に対し、本件契約が無効であると主張できるかについて、本件訴えにかかる判決がどのような内容となるべきかも含めて、論じなさい。